

平成22年6月第2回八街市議会定例会会議録（第5号）

.....

1. 開議 平成22年6月8日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 桜 田 秀 雄
3番 林 修 三
4番 山 口 孝 弘
5番 小 高 良 則
6番 湯 浅 祐 徳
7番 川 上 雄 次
8番 中 田 眞 司
9番 古 場 正 春
10番 林 政 男
11番 横 田 義 和
12番 鯨 井 眞佐子
13番 加 藤 弘
14番 古 川 宏 史
15番 山 本 邦 男
16番 京 増 藤 江
17番 右 山 正 美
18番 小 澤 定 明
19番 京 増 良 男
20番 丸 山 わき子
21番 新 宅 雅 子
22番 北 村 新 司

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健 一
副 市	長	高 橋 一 夫
教 育	長	川 島 澄 男
総 務 部	長	浅 羽 芳 明
市 民 部	長	森 田 隆 之
建 設 部	長	糸 久 博 之

会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	越 川 みね子
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	秋 山 昇
選挙管理委員会事務局長	長谷川 淳 一
財 政 課 長	加 藤 多久美
水 道 課 長	醍 醐 文 一
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
介 護 保 険 課 長	醍 醐 真 人
下 水 道 課 長	吉 田 一 郎
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
商 工 課 長	麻 生 和 敏
環 境 課 長	中 根 一 訓
クリーンセンター所長	宮 崎 充
総 務 課 長	長谷川 淳 一
厚 生 課 長	藏 村 隆 雄
道 路 河 川 課 長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	河 野 政 弘

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
副 主 幹	鯨 岡 修 子
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 事	武 藤 佳 人

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成22年6月8日（火）午前10時開議

日程第1 請願の上程

請願第22-1号、請願第22-2号

紹介議員の説明

日程第2 議案第1号から議案第13号（議案第9号を除く）

請願第22-1号、請願第22-1号

質疑、委員会付託

日程第3 休会の件

+

○議長（北村新司君）

ただいまの出席議員は21名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1、請願の上程を行います。

請願第22-1号の紹介議員の説明を求めます。

○右山正美君

おはようございます。

請願第22-1号。件名、EPA・FTA推進路線の見直しを求める請願について説明をさせていただきます。

請願者は、八街市八街は18、印旛農民センター、会長、鈴木勝雄さん。

紹介議員は、丸山わき子議員、私、右山正美でございます。

請願の要旨を読み上げて、提案とさせていただきますが、その前に少し補足説明をさせていただきます。

政府は、日米FTA自由貿易協定、日豪EPA経済連携協定、世界防疫機関WTOの農業交渉などを積極的に推進するとしています。

山田正彦農水副大臣は、世界はそういう方向、自由化に流れている。だから畜産でも、畑作でも、セーフティーネット、所得補償を急いで整備しなければならないと述べ、戸別所得補償を自由化の条件づくりと明確に位置付けています。

日米FTAによる日本農業への打撃について、米の生産が82パーセント、穀類が48パーセント、肉類が15パーセント減少する試算であります。日豪EPAでは、農林水産省の試算でも、小麦の生産が99パーセント、砂糖が100パーセント、乳製品が44パーセント、牛肉が56パーセント減少します。

また、農水省の試算で自由化で、関税などの国境措置が全廃された場合、現在の農業総生産額の42パーセント、3兆5千959億円が失われ、食料自給率は12パーセントに急落するようになります。

世界の食料不足問題は深刻であり、自国の自給率を上げることが国策であり、それにふさわしい予算を確保することが、今、求められていると思います。

それでは、読み上げます。

請願趣旨。

FAO（国連食糧農業機構）は、先般、飢餓人口が10億人を突破したことを公表し、農林水産省も「世界の食糧は、穀物等の在庫水準が低く、需要がひっ迫した状態が継続する。食料価格は2006年以前に比べて高い水準で、かつ上昇傾向で推移する」と分析しています。（「2018年における食糧需給見通し」2009年1月16日）

こうした事態は、これまでの自由貿易万能論の行き詰まりを示すとともに、今日の深刻な世界の食糧問題を解決するには、それぞれの国が主要食糧の増産を図り、食料自給率を向上

させることの重要性を示しています。

そして、農産物の全面的な輸入自由化と生産刺激的な農業補助金の削減・廃止を世界に押し付けたWTO農業協定路線やWTO路線を前提にした2国間・地域間の協定であるEPA・FTA路線の見直しを強く求めています。

日本では自公政権が「EPA戦略」を打ち出し、メキシコ、タイ、フィリピンなどとの協定を発効させ、オーストラリア等との交渉を行ってきました。政権交代によって誕生した鳩山政権は、日豪EPA交渉を継続するとともに、中断している日韓FTA交渉の再開に動き、さらに、日中韓FTAに向けた国家レベルによる研究を開始しています。

昨年末に閣議決定した「新成長戦略」では、2020年を目標にAPEC（アジア太平洋経済協力会議）の枠組みを活用した「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）」を構築することを打ち出すに至っています。

APECには、太平洋に面するアメリカ、カナダ、オーストラリア、中国、韓国、ロシア、東南アジア諸国など、世界の主要な農産物輸出国を含む21カ国が加入しており、仮に、この枠組みで自由化が実施されれば、日本の農業は壊滅的危機に直面することは明らかなです。

政府は「農業に影響を与えないFTA交渉」を強調していますが、農産物輸出国のねらいは農産物関税の撤廃にあり、一旦、交渉が始まったら取り返しのつかない事態を招くことは避けられません。こうした輸入自由化路線は、国内の農産物価格の暴落を引き起こし、現在、政府が推進している「戸別所得補償」の政策効果を台なしにし、制度そのものを破たんさせかねません。

今、求められることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧問題に正面から向き合い、40パーセント程度にすぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことです。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することをお願いいたします。

請願事項。

1. EPA・FTA推進路線を見直すとともに、日豪交渉を中止し、「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）」による農産物の関税徹廃を行わないこと。

平成22年6月3日。

八街市議会議長。北村新司様。

以上です。よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長（北村新司君）

次に、請願第22-2号の紹介議員の説明を求めます。

○丸山わき子君

それでは、請願第22-2号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める請願につきまして、請願者は八街市八街は18、印旛農民センターの鈴木勝雄さんより出されたものでございます。

紹介議員には、右山正美議員、そして、私になったものでございます。

今、農政分野では、米の戸別所得補償モデル事業、また、水田の自給率向上事業、こんな目玉政策として打ち上げておりますが、補償の水準が大変低い。また、米の売り先を探せ、こういうことを言っているわけで、米価の回復にならない、こういった不安や不満の声が農家の皆さんから、わき上がっているところだと思います。

そして、今も請願で出されたように、一方で準備されているのが市場開放路線ということで、日本の農業に甚大な打撃を与える。そういう今は民主党のもとでの農業政策が進められようとしております。

そこで、印旛農民センターの方からは、こうした備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める請願というのが出されました。読み上げて提案とさせていただきます。

請願の趣旨でございます。

「米戸別所得補償モデル事業」や「水田利活用自給力向上事業」の受け付けが4月から始まり、事業が動き出しました。「米戸別所得補償モデル事業」に参加する農家にとっても、参加しない農家にとっても、最大の懸念は、米価の下落に歯止めがかかっていないことということであります。

特に、政府が2月に16万トンの備蓄米買い入れを実施したにも関わらず、米価はさらに下落していることは重大です。その原因は、買い入れ数量の少なさと合わせて、1万2千900円台という異常な安値で買い入れた政府・農林水産省の姿勢は、市場に「米価先安」のシグナルを発信し「過剰感」を一気に広げたことにあります。

備蓄米の買い入れが米価の下落を招いたことは重大な失政といわなければなりません。

私たちは、米価の下落に歯止めをかけ、価格と需給を安定させることは、「米戸別所得補償モデル事業」の成否を左右するものと考えます。それは、今日の過剰感のある米の需給状況のままでは「米戸別所得補償モデル事業」が、さらに米価を下落させる引き金となる可能性を否定できないからです。米価が下落すれば、制度上、さらなる財源の投入は避けられなくなります。

したがって、「米戸別所得補償モデル事業」の円滑な運営にとっても、米の再生産や食料自給率を向上させるためにも、下落した米価を回復させ、価格の安定を図ることは緊急の課題です。

今、市場で問題視されているのはせいぜい30万トン程度の過剰ですが、もし、現状を放置すれば、秋には過剰が雪だるま式に広がり、米価下落は「底なし」の状態になりかねません。今、直ちに対策をとることが強く求められています。

政府は、今回の買い入れによって国産米による100万トンの備蓄を満たしたとしていますが、その中身は、2005年産など、主食には不向きな30万トン程度の米が含まれており、これらを主食以外の用途に振り向ければ、30万トンの買い入れは十分可能であります。

以上の趣旨から、次の事項を実現することを求める意見書を政府・関係機関に提出されま

すよう請願するものであります。

請願事項。

１．２００８年産を含む３０万トン相当の備蓄米を適正な価格で買い入れること。

平成２２年６月３日。

八街市議会議長、北村新司様となっております。

ぜひ、皆様の審議をいただきまして、採択いただきますことをよろしくお願いいたします。

○議長（北村新司君）

日程第２、議案第９号を除く、議案第１号から議案第１３号及び請願第２２－１号から請願第２２－２号を一括議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第５７条及び議会運営等に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め、４０分以内とします。

また、質疑は一問一答、同一議題につき２回まででお願いします。

最初に、右山正美議員の質疑を許します。

○右山正美君

４０分もかかりませんが、私は、議案第１号ですが、詳しい問題については、後ほど丸山議員から質問があると思いますけれども、この今の政権の施策の中で、やはり同義的問題といたしますか、やはり同じ公といたしますか、高校に通っていながら、これが保障がなかなか県立高校と同じようにならないというところにやはり問題があるんじゃないかなというふうに思いますが、扶養控除の見直しということで、高校無償化、これが実施されます。しかし、日本の教育にとっては、大変な大きな意義を持っているということも、もちろんあります。家庭の教育負担を抑える。あるいは等しく教育を受ける権利、こういったものが経済的地位とか、教育上差別されないと定めた教育基本の機会均等に少し近づいてきたというふうに、私は思うわけであります。

そういった中で、部分的には認められるというふうになるんですけれども、どうしても、私は部分的であってはならないというふうに思いますけれども、この高校の無償化という点で、教育委員会として、どのような中身になっているのか。その辺の把握をしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○教育次長（越川みね子）

それでは、お答えさせていただきます。法律に基づきまして、本年４月から国の費用によりまして、公立高等学校の授業料を無償化となりました。私立高等学校におきましても、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を創設いたしまして、家庭の教育費の負担を軽減することとなりました。公立高等学校の授業料分を無料となるわけなんです、一応、年間１１万８千８００円、私立関係なんです、こちらの就学支援金制度におきましては、公立学校と同額の１１万８千８００円を限度として支給いたしますということになっております。ただし、保護者の所得に応じまして、一定額を加算しますということで、１．５倍、または

2倍相当の金額が加算されるということを把握しておるところでございます。

○右山正美君

まさに、今言われたとおり、支援金という名目で私立高校にも支援金名目で出ます。しかし、保護者は入学金も含めて1年生の学費が全国で平均71万円というふうになっておりますけれども、公立高校の5.5倍、入学金を除く学費でも54万円と公立高校の4.5倍をこれまでも負担してきたわけでございます。ですから、公立高校と同額の私学保護者支援金を実施されても、大変厳しい学費が私学保護者には残されるということになってくるわけで、やはり私は公立並みに高校の無償化を言うのであれば、やはり私立高校も同様の完全無償化を私はやっていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

本当に外国でも、大学までもほとんど、ヨーロッパまでは高校までは無償化ですし、大学の給付もほとんどヨーロッパでは無償化で進めるというふうになってきており、そういった私は差別をしていく方が、所得に応じて差別をするということ自体が、私はおかしいなと、そういう具合に思います。

こうした扶養控除の見直し、高校の無償化ということになりますけれども、全体を考えていけば、国民は負担増になっていくというふうにしか見れないわけですが、ぜひ、機会があれば、私どももそうですけれども、私立高校も3割が通っているという実態からすれば、そういった私立高校も完全無償化をされるような、そういった政治を進めていってほしいと、そのように思います。以上で終わります。

○議長（北村新司君）

以上で、右山正美議員の質疑を終了します。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第8号、八街市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について伺います。

この条例は、テニスコートを夜間使えるようになるということによっての改正なんですけれども、この夜間設備照明についてなんです、使用時間30分までごとに250円ということです。これは、夏、冬、照明時間が違うんじゃないかと思うんですが、具体的にはどのような利用料金になるのか。

それと、あと中学生以下の方たちについても、200円徴収なんです、中学生以下の方たちの利用頻度はどのように考えているのか、伺います。

○教育次長（越川みね子）

それでは、お答えさせていただきます。夜間の関係なんです、今回、条例改正させていただきますのは、現在までは5時までの使用可能でしたが、5時から9時までということで、2時間刻みになっております。一般の方については2時間810円の使用料をいただきます。1コート当たりの年間の照明使用料なんです、2時間使用しますと1千円になりますが、夏場ですと7時半ぐらいまでは、まだ明るいものですから、そこで30分刻みということで

7時半から9時までということで1時間半ですね。そうしますと、30分当たり250円です。そこで金額的なものを変えていきたいと思っております。

あと、冬につきましては、どうしても5時になりますと暗いものですから、2時間行いまして1千円という形でちょうだいするような形になります。

お子さんたちにつきましても、夜間照明料につきましては同額、やはりいただくような形をとっております。お子さんだけで、夜間9時まで使うということはございませんので、部活等が終わりまして、夏場ですと7時まで、お時間がある間だと思いますので、その時間帯は照明料を夏場はいただかないような形で大丈夫かなとは考えております。以上でございます。

○京増藤江君

夏と冬との使用の場合には、時間がまだ、照明の時間も利用の時間が違うということで、よくわかりました。

それで、子どもたち、中学生以下の方たちは午前9時から午後7時まで各区分ごとに200円なんですが、私、この中学生以下の子どもさんたち、八街市で不登校が大変多いんですが、行き場がないという問題がかねてからあります。それで、例えばナチュラルなども視察をしましても、中で卓球をしたりとかということがありますので、中学生以下の子どもたちがここを利用するときに、そういう不登校のお子さん方が行ける場としても、ちょっと使えないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それと、もう一つ、先日の専決処分でメインアリーナ内でのバレーボール中に、ちょっと事故があったということで賠償がされております。今回のテニスコートの夜間照明の工事も完成すると同時に利用できるというようなことになっているようですが、きちんとした安全確認というか、そういうのをぜひしていただきたいし、そしてまた、スポーツプラザ全体の安全確認をきちんとしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育次長（越川みね子）

それでは、お答えさせていただきます。不登校の方々が使用できないかということなんですが、この方たちにつきましては、夜というわけにはいきませんので、日中にお使いになっていただくのは構わないかなと考えております。

あと、安全面につきましては、職員が定期的に施設内も施設外のコート関係とか、多目的広場、そちらを巡回しておりまして、完全に安全確認をさせていただいておるところでございます。

○京増藤江君

あとは要望のみですが、本当に子どもたちの不登校の問題、本当に数も深刻、そして行き場がないという点での深刻さ、これが解決の見通しが全然ありませんので、例えばスポーツを通して子どもたちが気分転換になるとか、そういう面では、私は子どもたちの居場所の1つとしても考えていく必要があるし、教育委員会としては、ぜひ、尽力をしていただきたいと思います。お願いまして、要求しまして、終わります。

○議長（北村新司君）

以上で、京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第1号の専決処分の承認を求めることについての八街市税条例の一部改正について伺いするところであります。

この地方税法等の一部改正につきましては、子ども手当を実施するに当たって、個人住民税の扶養控除の見直しをします。その内容は、年少扶養控除の廃止、それから特定扶養控除の上乗せ控除の廃止ということのようなんです、この対象世帯と、その影響額についてどのように把握されているのか、伺いしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

それでは、市民税に係る影響額ということで、お話をさせていただきます。

まず、対象人数の方なのでございますけれども、平成21年12月末の住民基本台帳人口、これを住民税の扶養控除が廃止をされます平成24年1月に年次進行させたもの、これを一応対象人数として単純計算をさせていただきます。そういたしますと、まず、年少扶養控除廃止の関係は対象人数が、約1万200人になります。影響額につきましては、約2億100万円。それから、特定不用の上乗せ控除、これについては対象が約2千700人ということになりまして、影響額につきましては、約1千900万円ということで、合わせて約2億2千万円程度というふうに見込んでおります。しかしながら、実際には非課税の世帯とか、生活保護の世帯、また、対象の方が所得があって扶養から外れるというような、さまざまなケースがございますので、実際には、この2億2千万円という影響額にはならないものというふうには予想はしております。現実的には、その半分程度ぐらいかなということでは推計をしておるところでございます。

○丸山わき子君

今、いろいろ精査していけば、半分になるというご説明をいただいたところなんです、しかしながら、市税が算出の根拠となっている保育料であるとか、介護保険料であるとか、あるいは国保の自己負担割合、あるいは高額療養費の限度額、こういった料金にも波及していくわけで、そういう意味では、平成17年、18年度で実施された定率減税の縮減・廃止、それと同規模の市民負担増になるのではないかという、大変この懸念があるわけでございます。

やはり、こういう見直しをする一方で子ども手当を出しますよというやり方は、あまりにも政府のやり方がひどいなというふうに思います。やはり、国民の懐を出したり、入れたりするのではなくて、もっと政府がやらなきゃならないのは、きちんとメスを入れなければならない軍事費であるとか、あるいは大企業優遇の減税、ここを見直せば13兆円の財源が確保できるわけで、やはり国に対しては、こういう点で財源の見直しをすべきであるというふうに言いたいと思います。

それと、やはりこの年少扶養控除、あるいは特定扶養控除というのは、今後、恒久的に実施されるわけですね。今回の子ども手当は1年間1万3千600円の1年間で、その後はどうなるかというのは明らかにされていないわけですね。そういう点では、本当に国民、市民に負担を上乗せするような手当となってしまうている。そういう制度となってしまうているというのは、大変残念であります。

それと、子ども手当の実際の支給に関して、1点お伺いしたいんですが、先だって6月2日の朝日新聞に八街市は支給に関して、各家庭にそのお知らせはしないんだと。学校などを通じて通知するだけなんだと。県下では八街市と館山市だけだというようなことなんですけれども、これは申請を発送しない理由については、八街市の場合は家庭内暴力などで住民票の住所にいない場合に配慮して学校を通して通知する方法にしたということなんですけれども、これを見る限りには、そんなにも八街市、暴力があるのかと、家庭内暴力があるのかと大変心配するところであります。やはり、こういう国の方の制度なわけですから、やはり各家庭がきちんと受け取れるような、周知徹底をする方法が必要ではないかというふうに思うわけなんですけれども、その辺についてお伺いいたします。

○市民部長（森田隆之君）

周知の徹底でございますけれども、今現在、申請を受けておりますが、一定の期間を定めまして、申請のなかった者につきましては、個別に通知をしたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

厚生労働省の子ども手当管理室では、対象世帯に確実に伝わるように郵送を具体的な方法として示したんだと、通知したということを行っているわけですね。ですから、やはりこういう通知がある以上は、きちんと国のやり方とタイアップさせて、きちんと各家庭にわかるように周知徹底をすべきであると。やはり、今後もこうした通知があろうかと思いますが、指示された、そういう対応をきちんとしていただきたいと、このように申し上げる次第でございます。

次に、私は議案第3号の八街市国民健康保険税条例の一部改正についてお伺いするところであります。

これにつきましては、倒産・解雇によって離職をした方々に対する国保税の軽減、この制度が創設されたという内容でございますが、この倒産・解雇などにより離職した特定受給資格者、あるいは雇い止めなどにより離職したということが書かれているわけですが、この対象者について、どういう方々が対象になってくるのか、いまいし具体的に説明いただきたいと思います。

○国保年金課長（石毛 勝君）

お答え申し上げます。ただいまの丸山議員さんからのお話の中にもございました、この対象者としましては、特定受給資格者のというものでございますが、これにつきましては、まず、倒産等によって離職した者。それから、解雇により離職した者というものが特定受給資

格ということで定められております。

また、特定理由離職者の中には、期間のある定め労働契約、この期間が満了しまして、かつ、当該労働契約の更新がなかったと、継続してなかったということでの離職。それと、そのほか、細かい対象がございます。まず、体力不足等、身体の影響により離職した者。それから、妊娠・出産・育児等により離職した者。また、父母等、ご家族の疾病、負傷等によって、それが介護等の影響が出たために離職を余儀なくされた者。それから、また、配偶者とか、扶養すべき親族、これが別居等の生活を続けることが困難、例えば単身赴任等があって、しかしながら家族の事情によって、その別居生活ができなくなったということで、離職された方。また、通勤可能であったものが、通勤困難になったものという特別な理由によって離職したものが、特定理由離職者ということで定められております。

○丸山わき子君

今後、市民の皆さんにも、これは十分な周知徹底をしていくことになるかと思うんですが、特に今説明された特定理由離職者の内容、体力不足であるとか、あるいはその他、家族の病気とか負傷、死亡、そういうことも理由になりますよということ、本当にわかりやすく市民に徹底していただきたい。このことを1点申し上げたいと思います。

それと、もう1点お伺いしたいのは、軽減についてでございます。これは、軽減につきましては、前年度給与所得、その100分の30というようなことを言っているわけですが、八街市は独自に、解雇・倒産による失業、事業における著しい損失、休業・廃業に関する特別の軽減対策というのがあるわけですが、これは併用して利用していけるのかどうか。その辺については、どのようにお考えなのでしょう。

○国保年金課長（石毛 勝君）

まず、第1点として、これは法律で改正された内容でございますので、まず、今の特定離職等の該当に当たる方は、この100分の30という所得軽減で算定をさせていただきます。しかしながら、八街市で定めております減免要綱がございます。これと比べまして減免に値する、これは所得の割合が下がった割合で定めておりますが、その下がった割合がこの100分の30というものよりも、明らかに差が出ているという場合には、当然、減免措置の方が納税者に対してはお得になるということでございますので、その範囲は調べさせていただいて、取り扱うということでございます。

○丸山わき子君

特に、その人、その人によって対応していただいて、住民が安心して暮らしていける。そういう保証をしていただきたい。このことを申し上げたいと思います。

それから、再度申し上げますけれども、この減免対象となる方々に対しては、本当にわかりやすい説明、どういう方が特定受給資格者なのかというのがわかりづらいということで、本当にわかりやすい内容をもって市民に知らせていただきたい。このことを申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（北村新司君）

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了します。

次に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

○桜田秀雄君

それでは、議案第1号、八街の市条例の一部改正についてお尋ねをいたします。

まず最初に、専決処分をした客観的な内容について、これについてお尋ねをいたします。

3月には国も国会があつて、いろんな予算が審議されるわけですが、それがほとんど4月1日から実施をされると、こういうことで、当然、税制が変われば、それに付随して市の条例も整備をします。これはわかるんですけれども、地方自治法では、法律により法定事由により、該当する場合と、あるいは議会の議決により、長が議会にかわって処分をします、これが認められているわけでございますけれども、今回、関連するんですけれども、市から5本の専決処分が出されていると。議会の承認のものについても、やはり5本が出されていると。こういうことでございますけれども、この処分する場合、4つの要件があると思うんですが、今回は議会を招集する暇がなかったと、こういうことで提案をされておりますけれども、その辺ちょっと私にもわかるような、具体的にちょっとご説明願えればありがたいと。

○総務部長（浅羽芳明君）

専決処分をした客観的事由ということでございますけれども、議案の方に付けてあります専決処分書に記載してあるとおり、今ご説明もありましたけれども、地方税法等の一部を改正する法律、これが平成22年3月31日に公布されたということに伴って、八街市税条例の一部を改正して、4月1日から施行する必要があるけれども、市議会を招集する時間的余裕がないということで、専決処分をしたということでございまして、時系列的に申し上げますと、地方税法等の一部を改正する法律、これが3月24日に成立をしております。それで、3月31日公布ということで、本市議会の八街市議会の3月の定例会が3月19日に閉会をしております。したがって、3月24日に成立をいたしまして、4月1日の施行までの間に議会を招集をします時間的な余裕がないということで、専決処分をしたということでございます。

○桜田秀雄君

専決処分をされますと、その案件については、議会の承認があるまいが、なかろうが、この効力は影響しないと、これが法律でうたわれておりますので、要するに審議をして承認をしても、しなくても、極端にいうと関係ないと、こういうことになるんですよ。ですから、あまり安易に、この専決処分というものをされますと、やはり議会の存在価値にも関わってくると、私はこういうふうに思っているんですけれども、執行部の皆さんも、例えばこういう案件で、わざわざ議会を招集してと、こういう気兼ねをして臨時議会を招集しないと、そういうことも多々あると思うんですけれども、やはり執行部の皆さんが安心して、あるいはスピード感を持って業務の遂行をするためには、やはり議会としても、これにやはり対応すべきではないか、私はこういう考えを持っているんですね。そういう意味で、議会の通年

+

制ということが、今、各地で進められておりますけれども、いつでも会議が開けるように、そういう体制づくりが必要ではないか。

また、八街市のように財政規模が180億円ぐらい。あるいは事業計画から見ても、私は議会のペースを半分ぐらいに減らして、そういうことに遡行できる、こういう体制がいいのではないかと思っているんですけども、市長どうでしょう。これ、通年議会、市長が議会の招集権を持っていますけれども、通年議会なんかはお考えないですか。

○市長（長谷川健一君）

今、改革はやりで、一方的な発言をしますと、そのことに皆さんが賛成をして、いいことだと言って、後でまた修正をしたり、いろいろな問題がありますので、こういうやはり議会の通年制については、私どもが勉強するのも必要でしょう。しかしながら、議会自らがやはり通年制がいいのか、どっちがいいのかなんていうようなことを十分研究するのも、私は議会の立場でございます。そういうことで、私どもが議会について、もういろんなことを決めて提案した場合には、市民の皆さん方は議会は何だ、何をしているんだと、自らのことを市に指示されて、それを今度やっているんだと。ですから、議会が勉強すること、市が勉強すること、それで議会と市があるわけですから。ですから、それと同時に今の専決処分についても、法律で決めちゃうんですから、法律で。その前に、決める前に市町村の議会で議決をして、それによって法律が決まるなら、これはまたいろいろあるでしょうけれども、法律が先に決めちゃうんですから、決めて、いついつ施行ですから。それで、またこれは税のことについては、これは法律ですから。ですから、いろいろな問題がございます。ですから、定数についても市から議員の定数を改正する法案を出すのと、議員が定数の改正する法案を出すのと、どっちがどうかと申しますと、これは、私は市民は議会を、議会は何だ出されるまで、そういうふうにしているのかとか、そういうような見方も出てきますので。ですから、これについては、この案件についてはそういうことで専決処分という制度があることによって、ですから、先ほど答弁したとおり、24日に法案が通って、それからいろいろ作業して通知を出して、4月1日から間に合うかということなんです。これが、2カ月も3カ月もあるならとにかく、また、国会はこんな法案は、そんなようなふうに議決をするんですよね、こんな法案についてはね。ぎりぎりに議決をするんですよね。ですから、それは私どもに言うならば、政権に言った方が私はいいと思いますよ、本当に。政権に言うのがいいんですよ。それは、私がよく言いますけれども、みんな制度を変えて、後でそのときには、その政党に賛成をして、後で今度、市に対していろんなことを言いますよね。ですから、子ども手当についてもそうですよ。子ども手当についても、政権をとった政党が絶対多数で決めたんですから。私どもは、こんなことはやってもらいたくないということですから。やるなら、児童手当の上乗せでいいというようなことなんです。児童手当を廃止して子ども手当にするというようなことで、それで年少者の扶養控除は切るということで、切ってもいいというようなことでやったんですから、それは国民がそういうふうに決めちゃったんですから、政党を選んじやったんですから。ですから、もっと昔なら、戦国時代なら反対した人は、すぐ首を切

られちゃいますから、ですから言いなりになっちゃうんですよ。だけど、それは民主主義のいいところがあって、いろんな意見を、終わった法律が通ってもいろんな意見を言えるんですよ。ですから、安易でただ、こっちがいい、こっちがいいと、私がよく役所の職員にも一般の人にも、やはり新しいものが出たら、それに飛びつくんじゃなく、一度、一旦、一呼吸してどうかなというふうに、また検討し直して判断をした方がいいというようなことなんです。これはやはり、今決まった制度については、これはもう国に決められちゃっているんですから。私どもは法治国家ですから、国の指示に従うしかありませんから。そういうことです。今後いろんなことがあるでしょうけれども、そういうときには、議員は議員らしく、ひとつ検討して、私どももいろいろ勉強してやりますから、お互いにそうして切磋琢磨して、いい市を作っていきたいと思います。

○桜田秀雄君

市長の持論をお聞かせいただきましたけれども、今回は1号議案の税制改正、こういうことで、税制については、これ毎年、大体3月の月末に公布されて、4月1日から実施されると、こういうことでございますけれども、いろんな条例で、これまでも専決処分されてきているわけですよ。その1つの例として、今回この議案第1号を例題に出してやったわけですが、

次に、2項目めの住宅関連の特例法の延長について、これをお尋ねしますけれども、八街市は最近、人口は減少傾向にあります。一方で、例えばある団地では、この3年間ぐらいに50件ぐらい家が建っていると、こういう状況もまたあります。この特例法を使って、前年度、平成21年度でも結構ですけれども、どのくらいの実績があったのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今回の税制改正で住宅関連特例措置の期限延長が行われております。内容につきましては、1つは新築住宅の特例、それから、長期優良住宅の特例、それから、省エネ改修住宅特例ということでございまして、まず、平成21年度の状況ということで、まず、新築住宅特例につきましては、対象住宅、これは1千78戸でございまして、軽減税率でございまして、4千204万3千円ということでございました。

それから、長期優良住宅特例、この対象につきましては5戸でございまして、軽減税額は26万1千円でございます。

それから、省エネ改修住宅特例の対象住宅はございませんでした。

○桜田秀雄君

わかりました。

次に、たばこ税の関係なんです、これは10月1日からの実施ということで、半年ぐらいいしかありませんけれども、当初予算で5億4千万円ぐらい計上しておりますけれども、この値上げによって、どのくらいの増収を見込まれていますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

増収の見込みということでございますけれども、税額そのもの、税率の改正そのものを見

ますと、市のたばこ税については40パーセント程度の増額になろうかというふうに考えておりますが、しかしながら、今おっしゃられたように10月1日からの施行だということ、それから、たばこの売り渡し本数、これも毎年減少傾向にあるというようなことがございまして、そういうことから考えますと、平成21年度の最終予算額と比較をしまして、2千730万円ほど。したがって、パーセントにいたしますと5.3パーセント程度の増収を見込んでおるところでございます。

○桜田秀雄君

次に、議案第6号、育児休業条例についてお尋ねをいたします。

制度改正で、より利用しやすい、こういう状況が生まれてくるのかなと、こういうふうに思いますけれども、過去の実績はどのようになっているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

それでは、直近の状況ということで、お話をさせていただきます。

まず、育児休業でございますが、12名の職員が取得をしております。それから、育児短時間勤務でございますけれども4名。それから、部分休業でございますが、8名というような状況になっております。

○桜田秀雄君

業務内容によっては、他の人に交代できない職場、こういうのもあると思うんですね。また、欠員で回らない職場もあるのかなと、こんなふうに思っているんですけども、この制度がやはり確立されても、やはり職場の環境改善、そうした意味での環境改善がなされないと、なかなか利用しづらいと。この育児法ができた当時、例えば僕も会社勤めをしていましたけれども、男の人が休業をとると、「おまえ何だ」と本当に言われるくらいの状況もありましたから、そういう意味で本市が、この制度を利用していただくためには、やはりそういう人事の後追いを含めて職場の環境改善が必要であると思うんですが、その辺どのようにお考えか。

○総務部長（浅羽芳明君）

基本的には、今、桜田議員におっしゃっていただきましたように、職員が育児休業等、制度を取得をした場合には、基本的には業務の見直し等を行いまして、他の職員に業務を振り分けるというようなことを、まず、第一ということに考えております。これは定員の適正化というような観点からも、そのようにすべきだというふうに考えておるところでございます。

しかしながら、組織、課によりましては、人数が極めて少ないというような状況、あるいは専門的な技術を持っていなければ対応できないというところがございますので、そういう場合などにつきましては、臨時職員によって対応するというような対応をとっております。

特に保育園の保育士、あるいは幼稚園の教諭につきましては、代替えの職員を雇用して対応をしているというような状況でございますので、今後につきましても同様の対応をしたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

職員の皆さんが、特に若い職員の皆さんが安心して子どもを産めるように、育てられるように、そういう環境づくりに努めていただきたいと、これをお願いしまして終わります。

○議長（北村新司君）

以上で、桜田秀雄議員の質疑を終了します。

これで、通告による質疑はすべて終了しました。

お諮りします。議案第1号から議案第5号の専決処分の承認を求めることについては、会議規則第37条の規定により、委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第5号の討論通告受け付けのため、しばらく休憩します。

休憩時間中に通告するよう、お願いいたします。

再開は、11時15分からです。

（休憩 午前10時57分）

（再開 午前11時14分）

+

○議長（北村新司君）

再開します。

これから、討論を行います。

議案第1号についての右山正美議員の反対討論の発言を許します。

○右山正美君

私は、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、八街市税条例の一部改正についての反対をいたします。

反対の理由は次のとおりでございます。

地方税法等の一部改正に伴う条例改正に対し、反対するものです。

条例改正には、子ども手当の創設、高校無償化の財源のために、年少扶養控除の見直し・特定扶養控除の上乗せ控除の廃止が含まれています。今回の見直し・廃止は恒久的な措置となっていますが、先の国会では、子ども手当の支給は1万3千円1年限りのものが成立となっています。しかし、扶養控除は将来にわたって継続させるものであり、負担増を押し付ける仕組みであり、許されません。

また、子ども手当が支給されても、増税世帯の影響は国保、保育料、その他多くの世帯に生じることを財務省は認めていますが、それを是正する具体策は何も示されていません。これでは何のための子ども手当なのか、大変疑問であります。

民主党は、住民税の扶養控除の廃止を「やらない」とまで言っていたのにも関わらず、増

税への説明をしないまま、今回の措置では厳しくその責任が問われます。さらには、過去最大規模の増税になっているという点でも極めて問題であります。

２０１１年度以降、子ども手当を全額支給した場合の財源として配偶者控除が検討されています。しかし、子育ての終わった世帯や子どものいない世帯に負担を押し付けることは納得できません。

子育て支援策の財源は、国民の懐に求めるのではなく、聖域化されている軍事費と大企業・大資本家優遇税制を見直し、財源確保をすべきであります。

以上の立場から反対をいたします。以上です。

○議長（北村新司君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

議案第１号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第１号は承認されました。

次に、議案第２号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第２号は承認されました。

次に、議案第３号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第３号は承認されました。

次に、議案第４号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第４号は承認されました。

次に、議案第５号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第５号は承認されました。

ただいま議題となっています議案第９号を除く、議案第６号から議案第１３号及び請願第２２－１号から請願第２２－２号を配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあつた場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第３、休会の件を議題とします。

明日、６月９日から１６日までの８日間を各常任委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

６月９日から１６日までの８日間を休会することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

６月１７日は午前１０時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。議員の皆様申し上げます。

議員親睦会総会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

（散会 午前１１時１９分）

+

○本日の会議に付した事件

1. 請願の上程

請願第22-1号、請願第22-2号

紹介議員の説明

2. 議案第1号から議案第13号（議案第9号を除く）

請願第22-1号、請願第22-2号

質疑、委員会付託

3. 休会の件

.....

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部改正）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（八街市都市計画税条例の一部改正）

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（八街市国民健康保険税条例の一部改正）

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度八街市一般会計補正予算）

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度八街市国民健康保険特別会計補正予算）

議案第6号 八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第11号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第12号 平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第13号 印旛郡市広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の変更並びに印旛郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

請願第22-1号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める請願

請願第22-2号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める請願